

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業
全ト協	該当なし	【対象機器】 ・呼吸吹き込み式アルコールインターロック 国土交通省の技術指針に適合している必要があります。 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 Gマーク認定事業者が導入する場合に限り、助成対象となります。 【助成額】 車両1台につき対象装置ごとに機器取得価格の1/2、上限2万円 ※対象となる機器については、所属のトラック協会ホームページを確認いただくか、各協会にお問い合わせください。		該当なし	【助成要件】 各都道府県トラック協会の会員である中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)が対象。 【助成対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 【助成額】 機器取得費用の1/2、上限5万円	【助成対象】 各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とします。 【助成要件】 助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和4年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとします。 ※申請の際に、国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の実施にかかる届出書」の写し(受付印があるもの)の添付を必須とします。 【助成額】 ・対象となる自動点呼機器の導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) ・上限10万円 ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とします。 ・安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とします。
北海道トラック協会	該当なし	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月1日の間に、購入及び装着支払いが完了したもの。 ※国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない ※予算に達した場合は、その時点で受付終了 【呼吸吹き込み式アルコールインターロック装置】 呼吸吹き込み式アルコールインターロック装置は国土交通省の技術指針に適合しているものとする。 【IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器】 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できる機能を有するものとする。ただし、検知器は安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。(※中古・レンタル品は対象外) 【助成額】 取得額の1/2(上限2万円) ※助成対象機器本体と付属品の取得額(取付費用および消費税を除く)		【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月22日 ※予算に達した場合は、その時点で受付終了 ※前年度以前に導入または支払いが行われた機器は、申請の対象となりません。 ※申請受付終了後から今年度末までに導入または支払いが行われた機器を、次年度以降の助成事業においての申請不可。 【対象機器】 (1)公益社団法人全日本トラック協会によって分類された以下のドライブレコーダー ①簡易型 ②標準型 ③運行管理連携型 (2) (1)のいずれかの分類に準じた機能を保有しているドライブレコーダー 【助成額】 取得額の1/2(上限2万円) ※取付け費用と消費税を除く 【助成上限台数】 ・1台～19台 保有台数分 ・20台～99台 20台 ・100台～199台 25台 ・200台～ 35台	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月1日 【助成対象機器】 全ト協が定める基準に適合する全自動血圧計(業務用)とする。 ※本体以外のオプション品、並びに中古品は対象としない。 令和5年4月1日～令和6年3月1日の間に、購入及び支払い(一括・割賦)が完了したものの中古品及び、リース導入を除くを助成対象とする。 ※国から補助金が交付された機器については、助成対象外 【助成額】 取得額の1/2(上限5万円) ※消費税を除く 【助成上限】 1事業所につき1台まで	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 【助成対象】 全日本トラック協会が定める自動点呼機器とする。 令和5年4月1日～令和6年2月末日の間に購入し支払い(リース契約の場合は契約締結)が行われたものを助成対象とする。 【助成額】 1事業者あたり1台分の上限20万円(北ト協10万円・全ト協10万円) ※消費税を除く ※付加価値サービス・安全性能優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は別に定める「安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成金交付要綱」により2台分(上限40万円)とする。
青森県トラック協会	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※申請日までに支払い及び導入を完了していること。 ※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了 【助成対象】 紙媒体による記録やパソコンクラウド等を利用した電子データによる記録可能な機器 【助成額】 機器費用(管理ソフト含む)取得価格の1/2 ※千円未満 端数切捨て 【上限】 据置記録式 40,000円 ハンディ記録式 10,000円 【台数上限】 据置記録式 1台/1事業者 ハンディ記録式 車両台数の2分の1※上限10台/1事業者 令和6年1月25日現在 執行率73.1%	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※申請日までに支払い及び導入を完了していること。 ※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了 【助成対象】 紙媒体による記録やパソコンクラウド等を利用した電子データによる記録可能な機器 【助成額】 一律20,000円 【台数上限】 車両台数1/2 ※上限10台 令和6年1月25日現在 執行率46.6%	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※申請日までに支払い及び導入を完了していること。 ※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了 【助成対象】 紙媒体による記録やパソコンクラウド等を利用した電子データによる記録可能な機器 【助成額】 一律20,000円 【台数上限】 車両台数1/2 ※上限10台 ※Gマーク取得事業者に限る 令和6年1月25日現在 執行率99.2%	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※申請日までに支払い及び導入が完了していること ※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了 【助成対象】 簡易型・標準型・運行管理連携型・スマートフォン活用型 ※全ト協指定機器に限る 【助成額】 機器費用の1/2 ※取付費・消費税除く ※千円未満端数切捨 【上限】 30,000円/1基 【台数上限】 車両保有台数の1/2 【上限】 10基/1 ※会員機器分類を問わず 令和6年1月25日現在 執行率77.9%	該当なし	該当なし
岩手県トラック協会	【申請期間】 4月1日～翌年2月20日(必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 紙媒体による記録、又はパソコンクラウド等を使用し電子データでの記録可能な機種が対象 【助成額】 ハンディ記録式 機器、管理ソフト等の取得価格の1/2(100円未満切り捨て) 助成上限額は30,000円/1台 1事業者3台まで 据置記録式 機器、管理ソフト等の取得価格の1/2(100円未満切り捨て) 助成上限額は120,000円/1事業者とする。 ※「営業所1台まで」 ※取得価額は別添備品、消耗品、セットアップ費用、消費税等は含めないものとします。 ※限内の営業所に限ります ※中古品、レンタルは対象外となります。	【申請期間】 4月1日～翌年2月20日(必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 呼吸吹き込み式アルコールインターロック 【助成額】 機器本体価格の1/2(千円未満切り捨て) 【上限】 助成額20,000円/基(上限) 1事業者5台まで ※取付費用及び消費税は助成対象外。 ※国、他の団体等が実施する制度との併用不可 ※中古品、レンタルは対象外 【財産処分制限】 装着後1年間は、譲渡、交換、廃棄、多用途への転用、貸付け又は担保を行わないこと。	【申請期間】 4月1日～翌年2月20日(必着) ※予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了 【対象機器】 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り助成 【助成額】 機器本体価格の1/2(千円未満切り捨て) 【上限】 助成額20,000円/基(上限) 1事業者5台まで ※取付費用及び消費税は助成対象外 ※国、他の団体等が実施する制度との併用不可 ※中古品、レンタルは対象外。 【財産処分制限】 装着後3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、多用途への転用、貸付け又は担保を行わないこと。	【申請期間】 4月1日～翌年2月20日(必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成額】 機器本体購入価額の2/3(千円未満切り捨て) ※購入価額には、取付費用、管理費用及び消費税を含まない 【上限】 20,000円/台を上限額とする。 EWS機器助成と併せ、各社20台を上限とする。 所有台数20台未満の場合、会員名簿記載の車両台数と同数を上限とする。 ※国・他団体等から補助金が交付された機器は、本会助成事業の対象対象外 ※中古品・レンタルは対象外 ※安全装置(バックカメラ等)との一体型機器は「安全装置等導入促進助成」の対象機器として取り扱うものとする 【財産処分制限】 装着後3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付け又は担保を行わないこと。	【申請期間】 4月1日～翌年2月20日(必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)で全ト協が定める基準を満たす機器とする。(中古品を除く) 【助成額】 ○購入価額(税別)の1/2 【上限】 50,000円/台を上限とする。 1事業者1台限りとする。 ※国からの補助金が交付された器機、又は中古品、リースによる導入は助成対象外 ※購入価額にはオプション品・運送ソフト・消費税・送料は含めない。 【財産処分制限】 購入後6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付け又は担保を行わないこと。	【申請期間】 4月1日～翌年2月末日(必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 国土交通省の認定を受けた機器で、令和4年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとします。 【助成額(上限)】 占呼支援機器等の導入費用とし、150,000円(全ト協100,000円、岩ト協50,000円)を上限とする。 1事業者1台限りとする。 但し、安全性優良事業所(Gマーク事業所)を岩手県内に有する事業者は2台(上限300,000円)を上限とする。 ※導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ、契約期間中のサービス利用料等の費用を含むものとする ※全ト協と岩ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。 ※消費税は助成の対象外。 ※令和4年度の領収書又は金融機関の出納印が押印されている振込受付書提出した場合は、岩ト協助成分(上限:50,000円/台)は対象外
宮城県トラック協会	該当なし	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年2月2日 実績～2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 全日本トラック協会が認めるメーカー型式 【助成額・上限】 購入価格(税抜) 1機あたり5万円限度 1事業者10機まで ※国から補助を受けた装置は助成対象外 ※アルコールチェッカー等 他の助成を受ける装置は助成対象外		令和5年4月1日～令和6年2月2日 実績～2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成額・上限】 ・購入価格(税抜) 1機あたり簡易型1万円限度、1機あたり標準型2万円限度、1機あたり運行管理連携型4万円限度 ・1事業者 計20機まで ※国から補助を受けた機器は助成対象外 ※EMS機器等 他の助成を受ける機器は助成対象外	令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 全自動血圧計(業務用)の導入助成 (全ト協の助成対象表にて) 【助成額・上限】 購入価格(税抜)の2分の1 → 1機あたり6万円限度 ・1事業者 1機まで ※国等から補助を受けた場合は助成対象外	令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 自動点呼に係る支援機器の導入助成 (全ト協助成対象表にて) 【助成額・上限】 ・導入費用(税抜) 1機あたり20万円限度 ・1事業者 1機まで ※全ト協がその予算額に達した場合は宮ト協による10万円のみ

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業
秋田県トラック協会	全ト協のみ	全ト協のみ		<p>【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 買取り又はリースで別に定める映像や走行データを記録するドライブレコーダー 新たに導入した装置等の中古・レンタル品は除く。</p> <p>【助成額】 ドライブレコーダー本体(SDカード含む)取得価格の1/2 上限は下記の通りとする。 ・簡易型 10,000円 ・標準型 20,000円 ・運行管理連携型 30,000円 ・スマートフォン活用型 5,000円</p> <p>※上記に該当しないドライブレコーダーについては、スマートフォン活用型に準じて助成する ※購入価格には、取付費用、管理費用は含まない ※ドライブレコーダー本体(SDカード含む)の消費税は含む ※1,000円未満の端数は切り捨て ※国から助成金を交付されている場合は助成金を交付しない</p> <p>【助成台数】 50台以下 5台まで 50台超 10台まで</p>	<p>【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。 簡易な血圧計についても対象機器とする。</p> <p>【助成額】 本体取得価格の1/2 ・高機能な血圧計 上限70,000円 ・簡易な血圧計 上限10,000円 ※消費税は除く ※プリンター用紙などのオプション品や連携ソフトの価格は含まない ※国から助成金を交付されている場合は助成金を交付しない</p>	全ト協助成のみ
山形県トラック協会	会員のみ閲覧可能					
福島県トラック協会	該当なし	<p>【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【対象機器】 呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)を対象</p> <p>【助成額・上限】 上限40,000円 車両保有台数と同数まで(上限15台) ※取得価格が助成金額の40,000円を下回る場合は、その取得価格を助成金額とする。 ※標準本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工費や消費税は取得価格には含まない。 ※国からの補助金が交付されていない装置。 ※中古品・レンタル品は助成対象外。</p>		<p>【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成額・上限】 機器1台の2分の1の額(千円未満切捨て、1台ごとに計算)とする 国の補助金申請との併用は妨げないが、 国の補助金の交付を受けた部分の上限額は下記とする。 機器1台の内容は、機器本体・取付部品・メモリーカード等及び車に取り付ける際の費用(消費税等は除く)をいう。 中古品・レンタル品は助成対象外とする</p> <p>【助成額】 上限) ○簡易型 10,000円 ○標準型 20,000円 ○運行管理連携型 ・国の補助金を受けない場合: 40,000円 ・国の補助金を受けた場合: 20,000円</p>	<p>【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 公益社団法人全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器 中古品・レンタル品は助成対象外とする</p> <p>【助成額・上限】 血圧計1台につき70,000円 1会員2台まで ※消費税等は除く ※プリンター用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない</p>	該当なし
茨城県トラック協会	該当なし	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 県内登録の事業用トラックまたは事業所に新たに導入する、以下の安全装置等 ①呼吸吹込み式アルコールインターロック</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2 ※ト協: 上限10,000円 ※ト協: 上限20,000円 ※消費税を除く ※新古品・中古品は対象外</p>	該当なし	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 県内登録の事業用トラックに新たに導入するドライブレコーダー機器(運行管理連携型) 対象期間内に導入が完了し、支払いが終了(割賦・リースの場合は契約が完了する機器)</p> <p>【助成額】 1台あたり10,000円 ※助成台数は、金費請求台数を限度とする ※新古品・中古品は対象外</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 県内の営業所に新たに導入する管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。 対象期間内に導入が完了し、支払いが終了する機器とする。</p> <p>【助成額】 ※ト協: 取得価格の1/4 上限25,000円 ※ト協: 取得価格の1/2 上限50,000円 ※消費税を除く ※機器のリース導入は対象外 ※新古品・中古品は対象外</p>	全ト協助成のみ
栃木県トラック協会	該当なし	<p>【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 吹き込み式アルコールインターロック装置 ・遠隔地点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク認定事業所に限る</p> <p>【助成額】 ・全ト協: 取得価格の1/2 上限2万円 ※取付工費、消費税を除く ※取得価格の1/2が2万円を下回る場合、千円未満を切り捨てた額を交付する ・栃ト協: 1万円 ※1事業者あたり対象機器10台を上限とする ※国からの補助金が交付された装置に対しては全ト協の助成金を交付しない ※部品や付属品等の費用を含む</p>		<p>【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 新たに導入した機器で、令和5年3月1日～令和6年2月29日までに装着及び支払いが完了したものの。 ※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着したものの ・会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。</p> <p>【助成額】 車載器1台あたり10,000円 ※1事業者あたり10台 ※千円未満切捨て ※部品や付属品等の費用を含む ※取付工費や消費税は取得価格に含まない</p>	<p>【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 医療機器認証番号を取得した上腕式血圧計(手首式は対象外)のもの。 ※中古品及びリース導入は対象外</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2以内の額 ※千円未満切捨て ・全ト協認定機器は10,000円/機 ・上記以外の機器は10,000円/機(1事業者あたり5台まで) ※消費税を除く ※国等からの補助金が交付された場合は、助成対象外</p>	<p>【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 栃木県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。 助成対象自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けた機器とする。</p> <p>【助成額】 ・自動点呼機器の導入費用に対し、上限15万円(内訳: 全ト協10万円、栃ト協5万円) ※1事業者あたり10台 ※安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は、2台分(上限30万円)を上限とする ※部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む ※消費税は含まない</p>
群馬県トラック協会	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月2日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・ハンディ型・記録型検知器 呼吸中のアルコール濃度を測定できる機器または検査結果を記録できる機器 ・遠隔地型検知器 遠隔地での検査結果を管理できる機器</p> <p>【助成額】 ・ハンディ型・記録型検知器: 1台あたり、購入価格の半額 上限15万円 ・遠隔地型検知器 ①携帯型機器: 1台あたり、購入価格の半額 上限15万円 ②事務所用機器: 1台あたり、購入価格の半額 上限10万円 1事業者1台まで ※千円未満は切捨て ※助成対象はアルコール検知器本体のみとし、消費税は購入費に含めない ※携帯電話・パソコンの購入費は含めない ※品質が保証され、保証期間が定められているなどメンテナンス機能を有する機器を対象とする</p>	該当なし	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月2日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・IT点呼システム機器 ・遠隔点呼の実施に係る機器(以下「遠隔点呼機器」という。)も助成対象とする。 国土交通省が実施する「過労運転防止のための機器導入に対する補助制度」で国土交通大臣が選定した機器ITを活用した遠隔地における点呼機器とする。</p> <p>【助成額】 1台 上限100,000円(県ト協のみ) ※1会員1台まで ※割賦及び手形での購入は助成対象外</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月2日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 交通事故等は急加速、急減速など危険運転及び不経済運転の状況をその前後の映像や走行データにより記録し、解析機器を使用して確認できるドライブレコーダーとする。 機種は、一般財団法人環境安全推進機構が運営する「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」で分類された機器の内、公益社団法人全日本トラック協会が指定する「標準型」と「運行管理連携型」に分類された機器とする。</p> <p>【助成額】 1台あたり 取得価格の1/2 ※ト協: 上限20,000円(県ト協) ※1会員30台まで ※標準本体価格の他、部品や付属品などの費用を含む ※取付工費・消費税を除く ※割賦及び手形等での購入は助成対象外 ※予算超過したため申請受付終了</p>	全ト協助成のみ	全ト協助成のみ
埼玉県トラック協会	会員のみ閲覧可能					

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業	
千葉県トラック協会		全ト協助成のみ			全ト協助成のみ	全ト協助成のみ	
東京都トラック協会	該当なし	【申請期間】 令和5年4月20日から令和6年3月26日(必着)まで ※受付期間中でも、申請数が各予算額に到達した時点で受付を終了 【対象機器】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る 【助成額】 ①全ト協助成枠 ・車両1台につき対象装置ごとに、2万円を上限 ・装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお取付工費、消費税は含まない。)の1/2まで ・1会員事業者 装置30台分まで ②東ト協助成枠 呼吸吹込み式アルコールインターロック装置1台につき、4万円を助成。 なお、1会員事業者、装置5台分を上限として、所属支部登録車両台数分までとする。	該当なし		【申請期間】 令和5年4月7日～令和6年2月29日 ※期間中に助成金申込書(様式1)を提出し、血圧計を導入の上 助成金申請書(様式2)を提出したものが対象。 ※令和5年4月1日以前に購入した機器については、選って助成対象といたします。 ※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。 【対象機器】 メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器とする。 【助成対象事業者】 東ト協会員で、会費の滞納が無い事業者。 ※中小企業者に限定 【助成額・上限】 取得価格の2分の1(上限5万円) ※国及び他の道府県トラック協会等から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。 ※買取り(一括・割賦)にて新たに新品の機器を導入した場合とする。(中古品・リース 購入は不可) ※取得価格に消費税は含まない。 ※交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付 又は担保に供してはならない。	全ト協助成のみ	
神奈川県トラック協会	該当なし	【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 会員事業者が新たに購入した機器 ※中古品・レンタル品を除く ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ・アルコールインターロック装置 【助成額】 神ト協助成額:対象経費の1/2 上限20,000円/1台 ※対象期間:令和5年3月1日～令和5年3月31日 全ト協助成額:対象経費の1/2 上限20,000円/1台 ※対象期間:令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※助成限度台数は会員請求台数(営業引車除く)までとし、その上限は神ト協・全ト協分を合計し、1社5台までとする。 ※1台あたりの助成額について、同一団体の助成金を含む助成額の合計が、対象経費の総額の1/2までとし、当該基準を超過する場合は 超過分を神ト協助成額から減額してください。 令和5年1月31日現在:執行率79%		【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 会員事業者が新たに購入した機器 ※中古品・レンタル品を除く 【助成額】 簡易型・標準型・運行管理連携型:対象経費の1/2 上限20,000円 ※助成限度台数は会員請求台数(営業引車除く)までとし、 その上限は神ト協・全ト協分を合計し、1社5台までとする。 ※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる 令和5年1月31日現在:執行率79%		全ト協助成のみ	全ト協助成のみ
新潟県トラック協会	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 【助成対象】 ①桌上型機器(プリンターとセットで導入するもの) ②モバイル通信用機器 1.事務所用ソフト・カメラ(事務所用ソフトと通信型桌上検知器を同時に導入する場合) 2.車両用端末機器(ただし、ソフトを既に導入していることが確認できた事業所に増設する場合は単体助成とする。 【助成額】 ①桌上型機器:1車載器当たり50,000円または購入価格(消費税を除く)の50%のいずれか低い額 ※1,000円未満の端数切り捨て ②モバイル通信用機器:購入価格の50%または40,000円のいずれか低い額 ※パソコン本体及び消費税を除く ※1,000円未満の端数切り捨て 【助成対象数】 ①桌上型機器:新潟県内で認可を受けた1営業所1基以内とする。但し、1会員5基以内 ②モバイル通信用機器:導入した該当営業所の認可台数以内または1会員50台以内	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 【助成対象】 アルコールインターロックは、国土交通省の技術指針と適合するものとする。 ※レンタル品を除く 【助成額】 1台20,000円 ※国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲とする	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 【助成対象】 携帯型検知器(営業所以外で体内アルコールの有無を確認できる携帯式のもの) 【助成額】 購入価格の50%または3,000円のいずれか低い額(500円未満の端数切り捨て) ※消費税を除く 【助成対象数】 導入した該当営業所の認可台数以内、または1会員50台のいずれか低い額とする	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 【助成対象】 ・EMS用車載器:エコドライブの実現に効果あるEMS用車載器として協会が認めたもの ・ドライブレコーダー車載器映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で協会が認めたもの 【助成額】 1車載器当たり30,000円または購入価格の50%のいずれか低い額 ※取付工費や消費税を除く ※1,000円未満の端数切り捨て ※国等から補助金が交付された機器については助成金を交付しない ※1台でEMS機能とドライブレコーダー機能を備えている車載器(一体型)については ドライブレコーダーのみの助成対象とする。	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) ※本体以外のオプション品、並びに中古品は対象としない 【助成額】 取得価格の2分の1または上限50,000円のいずれか低い額 ※消費税を除く ※国から補助金が交付された機器については、助成対象としない	全ト協助成のみ	
富山県トラック協会	会員のみ閲覧可能						
石川県トラック協会	該当なし	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※助成対象期間外の導入・支払い・リース契約等は、助成対象外 【事前申込提出期日】 令和5年4月1日～令和5年12月25日 ※4月分は、実行後であっても提出が必要 【実績報告書提出期日】 令和6年2月29日迄(消印有効) 【対象機器】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る ※いずれの機器も国の補助金との併用は助成対象外 【助成額】 1.機器ごとに取得価格(税抜)の1/2 ※千円未満切り捨て・上限2万円 ※買取り又はリース契約のみ ※請求書、リース契約の見積書には、メーカー名、機器名、金額が記載してあること ※事前申込終了	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※助成対象期間外の導入・支払い・リース契約等は、助成対象外 【事前申込提出期日】 令和5年4月1日～令和5年12月25日 ※4月分は、実行後であっても提出が必要 【実績報告書提出期日】 令和6年2月29日迄(消印有効) 【対象機器】 公益社団法人全日本トラック協会が指定した全自動血圧計(業務用)であること 【助成額】 簡易型・標準型……1万円 運行管理型……2万円 EMS一体型……車両1台あたり機器価格(税抜)の1/3 (千円未満切り捨て・上限5万円) ※付属品(ケーブル等)も、取付費用は含まない (リース・添付書類の見積書の価格を基準とする) ※国の補助金との併用は、助成対象外。 ※事前申込終了	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※助成対象期間外の導入・支払い・リース契約等は、助成対象外 【事前申込提出期日】 令和5年4月1日～令和5年12月25日 ※4月分は、実行後であっても提出が必要 【実績報告書提出期日】 令和6年2月29日迄(消印有効) 【助成対象】 公益社団法人全日本トラック協会が指定した自動点呼機器及び周辺機器であること 【助成額】 自動点呼機器等(税別)10万円(上限) ※助成対象は、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費(セットアップ費用等)を含む ※当該年度の申請台数は1事業者1台分を上限とする ※ただし、安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は 2台(上限20万円)とする ※事前申込終了			
福井県トラック協会	会員のみ閲覧可能						
山梨県トラック協会	会員のみ閲覧可能						

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じた期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業	
長野県トラック協会	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 (申請締切日は令和6年3月6日) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【対象機器】 ・道土型機器・モバイル通信用機器・携帯型検知器 ※道土型検知器は管理用及び検査結果の記録等に必要なパソコン、携帯電話等の購入費用、機器導入に伴う継続費用(マウス、ケーブル、フィルター等の交換に要する費用、基本契約料、通信・送料、保守料等)については除外</p> <p>【助成額】 機器本体価格の1/2以内 ※消費税を除く、千円未満切り捨て</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 (申請締切日は令和6年3月6日) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>・呼吸吸込み式インターロック装置 ※装着対象車両は長野県内ナンバーの事業用貨物自動車 IT点呼時に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業所限定)</p> <p>【助成額】 機器本体価格の1/2以内、上限50,000円 ※申請に達した場合は、その時点で受付を終了 一会員あたり機器合計で年間50台を上限とする。</p> <p>注意1: 機器本体価格が車両全体の価格に含まれているため不明の場合は、会員事業者は、当該装置搭載の販売会社等に機器の価格が明確にわかる請求書、納品書等の書類の発行を求め提出する。 注意2: 機器本体価格が助成交付額を下回る場合は、県協助成成分を減算する。</p>			<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 (申請締切日は令和6年3月6日) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【対象機器】 「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン(規程)」で分類されかつ一定の要件を満たす機器</p> <p>【助成額】 簡易型、標準型、運行管理連携型とも機器1台あたり20,000円 ※機器本体価格(装着料・消費税を除く)が助成金額を下回る場合は、機器本体価格千円単位で上限とする。 ※1台でEMS機能とドライブレコーダー機能を備えている場合(一体型)は、それぞれ別途に申請を行うこと。 ※年間導入台数は、一会員当たり50台まで ※買取(一括、割賦)及びリースによる導入とし、リースであっても会員に助成金を交付する。 ※長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 (申請締切日は令和6年3月6日) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、別に定める機種とする。 令和5年4月1日以降に、新たに機器を購入したもの。 ※中古品・リースは不可</p> <p>【助成額】 取得価格(消費税を除く)の2分の1以内、上限10,000円 ただし、会員が中小企業法人である場合は、全協の助成金(取得価格(消費税を除く)の2分の1以内、上限50,000円)を加算。 中小企業であることの確認資料として、直近の事業年度の事業概況報告書の資本金、従業員数の記載があるページの写しを添付すること。</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日以降にサービスを開始したものと ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 「県ト協」の会員事業者で長野県内の営業所に導入する中小企業者</p> <p>【対象機器】 助成対象とする点呼支援機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。</p> <p>【助成額】 「県ト協」は、会員事業者が第2条に定める点呼支援機器の機器及びシステムの導入等に要する費用を負担した場合、予算の範囲において、年度内に1事業者1台を上限に100,000円を助成する。また、「全ト協」の助成分として100,000円を加算する。ただし、Gマーク認定事業所(営業所単位)を有する事業者は、「県ト協」「全ト協」にそれぞれ2台分の申請を可能とする。 ※機器本体価格及びシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含む ※消費税は含まない</p>
岐阜県トラック協会	<p>【対象期間】 令和5年4月24日(月)～令和5年12月20日(水) ※上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。 最終報告期限: 令和6年3月1日(機器代金の支払いは3月31日迄認め)</p> <p>【助成対象】 ・アルコール検知器 ・交換用センサー ・検察管内に認可を受けた営業所に令和5年3月1日から令和6年2月29日までに導入するものに限る。</p> <p>【助成額】 機器1台(オプション・消耗品等含む)及びセンサーの価格【除く消費税】の3分の1(百円未満切り捨て) ※1営業所あたり10万円まで ※国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月24日(月)～令和5年12月20日(水) ※上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。 最終報告期限: 令和6年3月1日(機器代金の支払いは3月31日迄認め)</p> <p>【対象機器】 呼吸吸込み式アルコールインターロック: 国交省の技術指針に適合するもの ※アルコール検知器助成金との併用不可</p> <p>【助成額】 装置価格の1/2(千円未満切り捨て) 上限20,000円</p> <p>1事業者当の助成台数は50台を上限 保有車両数(以下、車両数)により、助成台数の上限あり ①車両数30台以下は、10台まで(ただし、保有車両数まで) ②車両数30台超は、車両数の3分の1(小数点以下切り上げ)とし、30台を上限 ※保有車両数(営業引車を除く)は、令和5年3月末日現在とする。 ※国の補助を受ける装置は、助成を受けることができません</p>	該当なし	該当なし	<p>【対象期間】 令和5年4月24日(月)～令和5年12月20日(水) ※上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。 最終報告期限: 令和6年3月15日(機器代金の支払いは3月31日迄認め)</p> <p>【対象機器】 ドライブレコーダー車載器で、環境優良車普及機構により貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」の基準で分類され、一定の評価を得られたもの</p> <p>【助成額】 車載器(本体・標準付属品)価格の1/3(千円未満切り捨て)で、下記①～⑤に示す制限額までとする ①運行管理連携型 上限額 30,000円 ②標準型 上限額 20,000円 ③簡易型 上限額 10,000円 ④デジタル一体型 上限額 50,000円 ⑤バックカメラ一体型・モニター価格の1/6で上記上限額まで ※国の補助を受ける機器は、トラック協会の助成は受けることができません。 ※車両数30台以下は、10台まで(ただし、保有車両数まで) ※車両数30台超は、車両数の3分の1(小数点以下切り上げ)とし、30台を上限とする。</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月24日(月)～令和5年12月20日(水) ※上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。 最終報告期限: 令和6年3月15日(機器代金の支払いは3月31日迄認め)</p> <p>【助成対象】 岐阜県内に認可を受けた営業所に高機能な血圧計を購入(買取・割賦)する会員事業者</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2の額(千円未満切り捨て) 5万円を上限とする。 1営業所1台かつ1事業者2台まで。 ※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月24日(月)～令和5年12月20日(水) ※上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。 最終報告期限: 令和6年3月1日(機器代金の支払いは3月31日迄認め)</p> <p>【助成対象】 岐阜県内に認可を受けた営業所に自動点呼にかかると支援機器及びシステム等を購入(買取・割賦)する会員事業者</p> <p>【助成額】 点呼支援機器等の導入費用で、上限20万円(全ト協10万円含む) ※システム導入にかかる諸経費(セットアップ費用等)及び契約期間中のサービス利用料を含む。 1事業者1台までとする。 ※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。</p>
静岡県トラック協会	該当なし	全ト協助成のみ	全ト協助成のみ	<p>【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年2月15日</p> <p>【助成対象】 ①助成対象機器一覧に掲載されている機器(機器の追加・除外は協会HP等でお知らせ) ②助成期間内に県内認可営業所に配置する事業用トラックに装着すること。 ③助成期間内に買取またはリースにより導入した機器であること。(割賦による導入は対象外) ④新品であること。(中古品は対象外) ⑤1事業者あたりの上限はすべての期間を通じてドライブレコーダー機器、EMS機器それぞれ30台までとし、1事業者の上限の合計は60台とする。</p> <p>【助成額】 装置本体価格(税抜)の1/2(千円未満切り捨て)までについて、下記の上限で助成。 (取付工賃は対象外) ・標準型ドライブレコーダー機器: 最大2万円 ・運行管理連携型ドライブレコーダー機器: 最大2万円 ・単機能型EMS機器: 最大1万円 ・ドライブレコーダー機能一体型EMS機器: 最大3万円</p>	全ト協助成のみ	全ト協助成のみ	
愛知県トラック協会	該当なし	<p>【受付期間】 令和5年5月12日～令和5年12月15日 必着 ※予算到達次第受付終了</p> <p>【助成対象】 呼吸吸込み式アルコールインターロック</p> <p>【助成額】 受付台: 40,000円/1台 全ト協: 各事業所価格の1/2 ※上限 20,000円/1台 ※申請の上限は、対象装置ごとに1車両につき200台まで</p> <p>受付終了</p>	<p>【受付期間】 令和5年5月12日～令和5年12月15日 必着 ※予算到達次第受付終了</p> <p>【助成対象】 令和5年4月1日～令和5年12月15日の間に新たに機器を導入した中小事業者 ※リース、割賦購入不可 ※県ト協助成と全ト協助成は併用可 ※ハードウェア、ソフトウェア、パソコン、スマートフォン、タブレット 及びそれぞれの配線等の取得費用を含む ※機器を運用する上で必要となる通信料金及び管理費等の維持費・消費税を除く</p> <p>【助成額】 受付台: 12,000円/1台 ※申請の上限は、1認可事業所ごとに1台まで 全ト協: 取得価格の1/2 ※上限 20,000円/1台 ※申請の上限は、車両1台につき1台まで</p> <p>受付終了</p>	<p>【受付期間】 令和5年5月12日～令和5年12月15日 必着 ※予算到達次第受付終了</p> <p>【助成対象】 令和5年4月1日～令和5年12月15日の間に新たに導入したドライブレコーダーの購入費 ※県内に使用の本拠を置く(事業用貨物自動車へ装着する機器)に限る ※リース、割賦購入不可</p> <p>【助成額】 簡易型: 4,000円/1台 標準型: 12,000円/1台 ・運行管理連携型: 20,000円/1台 ※ソフトは助成対象外 ※1車両につき対象機器1台のみ ※申請の上限は200台まで ※価格または対象経費が助成金額を下回る場合、百円単位を切り捨てた金額を助成 ※デジタル一体型はEMSの助成金交付申請も可能</p> <p>受付終了</p>	<p>【受付期間】 令和5年5月12日～令和6年1月31日 必着 ※予算到達次第受付終了</p> <p>【助成対象】 愛知県内に認可を受けた営業所に令和5年4月1日以降、高機能な血圧計を購入(買取・割賦)する会員事業者(中小企業者)</p> <p>【対象機器】 血圧計の取得価格の1/2 上限50,000円/1台 ※取得価格が助成金額を下回る場合、百円単位を切り捨てた金を助成 ※消費税を除く</p> <p>業務部業務課へお問い合わせください</p>	<p>【受付期間】 令和5年5月12日～令和5年12月15日 必着 ※予算到達次第受付終了</p> <p>【助成対象】 令和5年4月1日～令和5年12月15日の間に新たに機器を導入した中小事業者 ※リース、割賦購入不可 ※県ト協助成と全ト協助成は併用可 ※ハードウェア、ソフトウェア、パソコン、スマートフォン、タブレット 及びそれぞれの配線等の取得費用を含む ※機器を運用する上で必要となる通信料金及び管理費等の維持費・消費税を除く</p> <p>【助成額】 受付台: 100,000円/1台 ※申請の上限は、1認可事業所ごとに1台まで 全ト協: 上限100,000円/1台 ※県内の1事業者あたり1台まで ※但し、県内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台まで</p> <p>受付終了</p>	
三重県トラック協会	該当なし	<p>【対象期間】 令和5年6月1日～令和6年3月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 三重県内の営業所に設置の事業用貨物自動車に導入し、支払い等が完了しているもの 呼吸吸込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2 ※上限2万円 ※消費税を除く</p>	<p>【対象期間】 令和5年6月1日～令和6年3月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【対象機器】 三重県内の営業所に設置の事業用貨物自動車に取付け、令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に支払い等が完了しているもの。</p> <p>【助成額】 取得価格の1/4 ※1台につき3万円 ※スマートフォン型は上限6千円 ※1社につき上限20台まで ※1台でデジタルコックピット及びドライブレコーダーの機能を有するもの(一体型)</p>	<p>【対象期間】 令和5年6月1日～令和6年3月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 中小企業者が三重県内の営業所に指定の機器を設置し、支払い等(一括・割賦)が完了しているもの。 ※リースは対象外</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円 ※消費税を除く</p>	<p>【対象期間】 令和5年6月1日～令和6年3月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ①自動点呼…国土交通省認定機器で実施に係る届出が受理されているもの ②遠隔点呼…国土交通省告示の要件を満たし、実施の届出が受理されているもの ③すでに①または②のどちらかを導入済で、新たにどちらかの機能を追加する場合</p> <p>【助成額】 ①自動点呼 1台につき15万円 ※消費税を除く、千円未満切り捨て ※1事業者1台まで ※Gマーク所有事業者は2台(30万円)まで ②遠隔点呼 1台につき75,000円 ※消費税を除く、千円未満切り捨て ※1事業者2台(15万円)まで</p>		

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業
滋賀県トラック協会	該当なし	【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日まで(2月29日必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業者(Gマーク認定事業者)が導入する場合に限る 【助成額】 機器取得価格の1/2 上限2万円 ※取付工費・消費税を除く ※1台(協)助成金含む ※1会員事業者当たりの助成額の上限は20万円までとする。		【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日(2月29日必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器 (運行管理連携型、標準型、簡易型) 【助成額】 運行管理連携型・標準型:1台当たり2万円 簡易型:1台当たり1万円 後方ドライブレコーダーまたは同等の機能を有するもの:1台当たり1万円(工費のみ可) 【1会員事業者当たりの助成台数】 保有車両数(ただし、被牽引車を除く)の50%(繰数は切捨て)上限30台まで 保有車両が10台以下の場合保有車両の50%(制限)にかかわらず5台まで申請可能	【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日まで(2月29日必着) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 血圧計を導入する道・協会員事業者(中小企業者) 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、 助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器。 ※取得価格は、血圧計本体価格のみ 【助成額】 血圧計取得価格(税抜)の1/2 上限5万円 1事業者あたり1台まで ※国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。	全ト協助成のみ
京都府トラック協会	該当なし	【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年3月22日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック ・IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(※Gマーク事業者が導入する場合に限る) 【助成額】 装置1台当たり4万円(全ト協2万円・京ト協2万円) ※取得価格の1/2上限 【助成台数】 届出車両数10両未満:届出車両数まで(被けん引車は除く) 10両以上:上限10台(被けん引車は除く)		【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年3月22日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成額】 ・簡易型 1台:購入価格(税抜き)の2分の1(上限1万円) ・標準型 1台:1万円 ・運行管理連携型 1台:2万円 【助成台数】 届出車両台数10両未満:届出車両台数と同数(被けん引車は除く) 10両以上:上限10台(被けん引車は除く)	全ト協助成のみ	全ト協助成のみ
大阪府トラック協会	該当なし	【募集期間】 令和5年4月3日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 自社で保有する営業用貨物車両に導入する場合であること。 【助成額】 本体価格の1/2 最大5万円 ※消費税・取付工費等は除く ※1事業者あたり15台まで ※年度内に同一車両の複数回申請は不可 ※国からの補助金が交付された装置については重複助成なし ※賃貸・中古機器等は助成対象外 受付終了	【募集期間】 令和5年4月3日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 国土交通省の認定を受けた携帯型アルコール検知器で、令和5年4月1日以降に新たに導入した機器とする。 機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む。 大阪府下の事業者で、安全性優良事業者(Gマーク)認定事業者であること。 【助成額】 保有する車両1台あたり1機器、上限2万円 (購入価格の1/2で、最大2万円) ※国・地方自治体からの補助金が交付されている場合は助成金を交付しない。	【募集期間】 令和5年4月3日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 自社で保有する営業用貨物車両に導入する場合であること。 令和5年4月1日以降、設置・支払いをした機器を対象とする。 【助成額】 ドライブレコーダー機器:1機器まで 助成額上限4万円 社内撮影カメラ:1台まで 助成額上限1万円 一体型機器:1機器まで 助成額上限5万円	【募集期間】 令和5年4月3日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 国土交通省の認定を受けた携帯型アルコール検知器で、令和5年4月1日以降に新たに導入した機器とする。 中小企業者で、大阪府下の事業者で導入したものの 【助成額】 血圧計本体取得価格(税抜)の1/2 上限5万円 ※国や他の団体等からの補助金が交付された機器は助成金を交付しない。	【募集期間】 令和5年4月3日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 国土交通省の認定を受けた携帯型アルコール検知器で、令和5年4月1日以降に新たに導入した機器とする。 本機器の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む。 ※消費税は導入費用に含まない 【助成額】 1事業者あたり1台 上限:10万円(契約期間中のサービス利用料含む) ※Gマーク事業所を要する事業者は2台(上限20万円)とする
兵庫県トラック協会	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 日時を含む検査結果を記録媒体へ出力可能な機能を有する機器 受付期間中に検知器本体の導入が完了していること及び支払いが完了していること 【助成額】 本体価格の1/2 上限15万円 ※消費税除く ※車両乗降は切り捨て ※1事業者あたり1台まで ※オプション類・消耗品類・接続設置費用・メンテナンス費用・配送設置費用等は対象外 ※他の助成金との併用不可 ※リース取引・レンタル取引・割賦取引・手形取引での購入は対象外 受付終了	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (Gマーク認定事業所に限る。) 【助成額】 全ト協:取得価格の1/2(上限2万円) 兵ト協:1万円 ※後方視野確認及び側方視野確認支援装置を同時に導入した時 全ト協:取得価格の1/2(上限4万円) 兵ト協:2万円 ※予算に達した場合は一方のみ。 ※1会員の申請車両台数は20台を上限とする	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 日時を含む検査結果を記録媒体へ出力可能な機能を有する機器 受付期間中に検知器本体の導入が完了していること及び支払いが完了していること 【助成額】 購入台数分の本体価格の1/2 上限15万円 ※消費税除く ※車両乗降は切り捨て ※オプション類・消耗品類・接続設置費用・メンテナンス費用・配送設置費用等は対象外 ※リース取引・レンタル取引・割賦取引・手形取引での購入は対象外	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 『EMS・ドラコ導入助成対象機器一覧』に記載があるもの ※対象機器一覧の助成区分に「一体型」と表示されている一体型車載器は、EMS機器導入促進助成金の申請をあわせて行うことが出来る。 兵庫県内の営業所に使用の本拠を置く事業用車両に装着したもの 令和5年4月1日(土)から申請日までに支払いが完了したもの ※リース契約の場合は令和5年4月1日(土)から申請日までに契約を締結したもの 【助成額】 ドラコ車載器1台につき1万円 上限:1事業者20台(一体型車載器を含む) ※本体価格(税抜き)が助成額を下回る機器の助成額は、 本体価格(税抜き)を上限とする。	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 兵庫県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。 交付基準第2条の基準に適合する全自動血圧計(業務用)であり、 全ト協の指定する機器とする。 【助成額】 兵ト協・全ト協 各々血圧計の取得価格の1/2 ※上限5万円 ※全ト協の予算上限に達した場合は、兵ト協のみ助成	全ト協助成のみ
奈良県トラック協会	該当なし	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (Gマーク認定事業所に限る。) 【助成額】 ・全ト協:2万円/1台あたり ・兵ト協:3万円/1台あたり ※全ト協の助成金額は取得価格の1/2の額を限度とする ※協会の助成金額は取得価格から全ト協の助成金額を控除した額が同項に定める金額未満の場合、その額を限度とする。		【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・公益社団法人全日本トラック協会が認めたもので運行管理連携型。 ・会員事業者の保有する奈良県登録の事業用トラックに装着した機器 【助成額】 3万円/1台あたり ※1社あたり上限10台まで ※消費税を除く ※国または他団体の補助金が交付された機器は対象外	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 事業者のうち、中小企業者を対象とする。 全ト協が別に定める全自動血圧計(業務用)とする。 【助成額】 機種1台につき取得価格の1/2 ※上限5万円 ※消費税を除く ※プリンター用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない ※国や他の団体等から補助金が交付された場合は対象外	全ト協助成のみ
和歌山県トラック協会	該当なし	【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月28日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 【助成額】 取得価格の1/2(上限2万円) ※1会員あたり10台まで ※国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない		【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 全ト協が別に定める「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン規程」で分類され一定の要件を満たす機器 【助成額】 運行管理連携型機器:購入費用の1/2(上限2万円) ※1会員5台まで ※本体及び取付に係る部品に限る ※消費税・工費を除く ※2万円までの請求の場合は千円未満切捨て	【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 【助成金額】 血圧計の取得価格の1/2(上限5万円、取得価格に消費税は含まない) ただし国からの補助金が交付された機器に対しては助成金の対象としない	全ト協助成のみ
鳥取県トラック協会	該当なし	全ト協助成のみ		【一次受付期間】 令和5年6月1日～令和5年6月30日 【助成対象】 令和5年4月1日～令和6年2月20日の間に、新品機器を購入・リース・割賦販売で装着する会員事業者 会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車であること。 【助成額】 導入費用の1/2(一体型は1/4) ※車載器1機あたり上限5万円 ※事業用機器1機あたり上限5万円(1会員事業者1機のみ) ※千円未満は切り捨て ※国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。 【鳥ト協の助成上限台数(1事業者)】 ドライブレコーダー(車載器):7台 ドライブレコーダー(事務用機器):1台	【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 全ト協が認めた機器(血圧計)を、買取り(一括・割賦)にて新たに設置した鳥取県トラック協会の会員事業者(中小企業者) ・管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。 【助成額】 取得価格の1/2 ※上限5万円 ※1事業者あたり1台まで ※国等から補助金が交付された場合は対象外	【受付期間】 令和5年7月1日～令和6年2月20日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を、令和5年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものに対し助成を行う。 【助成額】 1台あたり上限10万円 ※周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む ※中小企業者の会員事業者は上限10万円(全ト協助成金を加算する) ※申請台数は、1事業者あたり1台分を上限とする

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業
鳥取県トラック協会	該当なし	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年2月20日 【助成対象】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。 【助成額】 購入金額の1/2 ※上限2万円 ※1事業者あたり上限10台 ※取付工費及び消費税を除く	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年2月20日 【助成対象】 ・全ト協が認めるドライブレコーダーすべてのものとする。 ・ドライブレコーダーを新たに導入(買取り及びリース)する会員事業者及びすでに導入している会員事業者の追加や更新(買取り及びリース)を行う場合に助成を行う。 【助成額】 ・1台あたり1万円 ※1会員事業者あたり上限10台 ※取付工費及び消費税を除く ※導入費用が助成金額に満たない場合はその実費とする。	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年2月20日 【助成対象】 ・新たに新品の血圧計を購入(一括・割賦)した中小企業者。 ・管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、助成対象機器としての適合の判断基準は、全ト協別に定める基準を満たす機器とする。 【助成額】 取得価格の1/2 ※上限5万円 ※消費税及び地方消費税を除く	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年2月20日 【助成対象】 国土交通省が認定した機器又はシステム及びその周辺機器とする。 新たに機器を導入(サービスの利用を開始)し、かつ国土交通省に業務後自動点呼の届出を行った会員を対象とする。 【助成額】 1台あたり10万円 ※1会員1台まで ※安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台、20万円を上限とする。 ※経費(セッアップ費用等)を含む ※消費税を除く ※導入費用が助成金額に満たない場合はその実費とする。	
岡山県トラック協会	該当なし	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日までに装着、支払いが完了したものとす。 【助成対象】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。 【助成額】 呼吸吹込み式アルコールインターロック 取得価格の1/2 ※上限6万円 ※1会員あたり上限2台 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2 ※上限2万円 令和6年1月19日現在 執行率66.6%	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日までに装着、支払いが完了したものとす。 【助成対象】 ・ドライブレコーダー車載器 ・デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器 【助成額】 ・簡易型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限1万円 ・標準型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限2万円 ・運行管理連携型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円 ・一体型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円 ※1会員あたりの限度額は、60万円とする。 ※国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。 令和6年1月19日現在 執行率65.8%	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 新たに新品の血圧計を購入(一括・割賦)した中小企業者。 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、助成対象機器としての適合の判断基準は、全ト協別に定める基準を満たす機器とする。 【助成額】 取得価格の1/2 ※上限5万円 ※消費税及び地方消費税を除く	【提出期間】 国土交通省に届出をして承認された日が属する年度の2月末日まで 【助成対象】 令和4年4月1日以降に契約若しくは利用を開始し、かつ国土交通省に届出をして承認された会員事業者 自動点呼にあっては、国が認定した機器とし、遠隔点呼にあっては、国が推奨する機器等とする。 【助成額】 事業者が、助成対象に定める機器等を新たに導入し、費用を負担した場合に20万円を交付する。 ※1会員あたり上限1台 ※国及び地方自治体からの補助金が交付された機器等に対しても、助成金を交付する。 令和6年1月19日現在 執行率36.7%	
広島県トラック協会	該当なし	【実施期間】 令和5年4月1日から令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ※国土交通省の技術指針に適合しているものとする。 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。 【助成額】 車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格(消費税抜き)の2分の1(千円未満切り捨て)2万円を上限とする。 ※中古品、レンタル品は除く ※国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。 ※申請は1事業者あたり各対象装置100台を限度とする。	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成額】 簡易型 1万円 標準型 2万円 運行管理連携型 3万円 スマートフォン活用型 3千円 機器を装着した車両1両に対し、1台を助成。 ※1事業者当たり100台、1事業者当たり500台を限度とする ※国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。 ※装着機器の導入実費(消費税抜き)が上記の額を下回る場合の助成額は、実費(千円未満切り捨て)とする。	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年3月8日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 会員事業者で中小企業者 【助成対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 【助成額】 血圧計(業務用)の取得価格(消費税抜き)の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)1台あたり上限50,000円	【実施期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 【助成対象】 各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者 令和4年4月1日以降に契約若しくは利用開始したものとする。 ※助成対象には、上記機器及びシステムの入力にかかる諸経費(セッアップ費用等)を含む。 【助成額】 対象となる点呼支援機器等の導入費用(契約期間中のサービス利用料を含む) ※1事業者当たり100台、1事業者当たり500台を限度とする ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。 ※安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	
山口県トラック協会	該当なし	【申請期間】 会計年度の4月1日から3月31日まで ※助成は先着順とし、予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成条件】 2月末日までに支払い等が済み、申請があったものに限る。 【対象機器】 呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る 【助成額】 対象装置1台あたり取得価格の2分の1の額 (上限2万円、全日本トラック協会助成分のみ) ※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、取付工費や消費税は取得価格には含まない。 ※事業者が対象装置を当該年度に新たに買取り(一括・割賦)またはリースにより、山口県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に装着した場合、助成金を交付する。 ただし、1会員あたり対象装置20台を限度とする。 ※国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。	【申請期間】 会計年度の4月1日から3月31日まで ※先着順とし、予算に達した場合はその時点で受付を終了 【助成要件】 3月31日までに購入又はリースにより導入を完了するドライブレコーダー車載器とする。 【助成額】 1台あたり購入価格の11/20の額 ※ただし、1万円を限度とする。(千円未満切り捨て) 1会員あたり30台を限度とする。 ※保有台数が30台未満の場合は、保有台数を限度とする。 ※消費税及び機器取付工賃は、助成の対象外	【申請期間】 令和4年4月1日～各都道府県トラック協会が定める日まで ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 会員事業者で中小企業者 【対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 【助成額】 機器取得費用の1/2、上限5万円 ※国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない	【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日(地方協定で必需) ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者 【助成要件】 国土交通省の認定を受けたもので、令和4年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとする。 【助成額】 対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用(上限10万円) ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。 ※安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	
徳島県トラック協会	該当なし	【申込期間】 令和5年4月1日～令和6年3月4日 期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。 ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 呼吸吹込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク認定事業所が導入する場合に限る 【助成額】 購入価格の1/2 上限 20,000円/1台(全ト協) ※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応(※助成額は全ト協に同じ) 【助成台数】 「後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置」含む、1事業者 10台まで	【申込期間】 令和5年4月1日～令和6年3月4日 期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 映像や走行に関するデータを記録できる機器であり、全ト協が指定した機器(運行管理型に限る。)とする。(※機器は全ト協ホームページ等で随時更新) 【助成額】 購入価格の1/2 上限 20,000円/1台 【助成台数】 1事業者10台まで	【申込期間】 令和5年4月1日～令和6年3月4日 期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用) 全ト協が定める基準を満たす機器を導入した会員事業者(※中小企業者) 【助成額】 ◆全ト協 取得価格の1/2(上限 50,000円/1台) ※助成額を計算する上での取得価格は消費税を除外すること ※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応(助成額は全ト協に同じ) 【助成台数】 制限なし	【申込期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※実績報告書の提出期限は、令和6年3月4日まで ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 徳島県トラック協会の会員事業者で、中小企業者 【助成対象機器】 国土交通省が認定する「自動点呼機器」とする。 ・令和5年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものを対象とする ・上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費(セッアップ費用等)を含む ・本助成制度以外の他の助成制度(国、自治体、全ト協・徳ト協の別の点呼機器助成など)を使用して導入した機器及びシステムは助成の対象外とする。 【助成額】 対象となる点呼支援機器等の導入費用 上限 100,000円/1台(全ト協) ※導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セッアップ等の費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用には含まない。 ※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応(助成額は全ト協に同じ) 【助成台数】 1事業者2台まで	
香川県トラック協会	該当なし	【対象期間】 令和5年2月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT 点呼時に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り助成対象 【助成額】 1台あたり25,000円 ※合わせて上限10台 ※保有車両数が50台以上(4月1日時点)の場合は20台まで ※国の補助金との併用は不可 ※「割賦販売契約」での導入は助成対象外 ※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含む ※取付工費や消費税は除く ※助成金額が取得価格を上回る場合は、取得価格までとする	【対象期間】 令和5年2月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 助成対象となる機器は、別表記載の機器に限る。 ※中古品は不可 【助成額】 標準型:15,000円 運行管理連携型:25,000円 ※合わせて上限10台まで ※保有車両数が50台以上(4月1日時点)の場合は20台まで ※国の補助金を利用した場合、購入金額により補助助成されない場合あり ※「割賦販売契約」での導入は助成対象外 ※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品、取付工費等の費用を含む ※消費税は除く ※助成金額が取得価格を上回る場合は、取得価格までとする	【対象期間】 令和5年2月1日～令和6年1月31日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 助成対象となる機器は、別表記載の機器に限る。 ※中古品は不可 【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円 ※上限台数1台まで ※保有車両数が50台以上(4月1日時点)の場合は20台まで ※「割賦販売契約」での導入は助成対象外 ※助成金額が取得価格を上回る場合は、取得価格(税抜価格)まで	該当なし	
愛媛県トラック協会			会員のみ閲覧可能			

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業
高知県トラック協会	該当なし	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔点呼用携帯アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り助成対象 【助成額】 20,000円 ※保有車両30%限度		【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・ドライブレコーダー… 2つ以上のカメラで、前方と室内が記録でき、最低限ドライバーの視線をAIが解析し、運転中の危険な行動をリアルタイムで運転者及び管理者に警告し、事故リスクの軽減を支援する機能であること。 ・車内ドライブレコーダー…常時ドライバーの状況が記録できること 【助成額】 ・AIドライブレコーダー…取得価格の1/2 上限3万円 ・車内ドライブレコーダー…取得価格の1/2 上限1万円 ※1社あたり20台まで	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 中小企業事業者に限る 買取(一括・割賦)に限る 【助成額】 取得価格の3/4 上限50,000円 ※1社あたり1台まで	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ※オプションランニングコストは含まない
福岡県トラック協会	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 【助成対象】 ・新期にアルコール検知器あるいは装置を導入、支払いまで完了した会員。 ・飲酒運転防止に効果のある検知器等 【助成額】 ・ハンディタイプ: 1台購入価格3千円(税別)以上のもので、1台当りの購入価格の半額 ※上限1万円 ※千円未満切捨て ※1会員事業所当たり令和5年2月末日現在の保有車両(エンジン付車両)の50%(繰切り捨て)で、上限30台までとする。 ・記録型検査機: 1台当りの購入価格(税別)の半額を助成 ※上限5万円 ※千円未満切捨て ※1会員事業所当たり1台まで ・遠隔地検査管理機(遠隔地での検査結果を管理するための装置(IT機器)/アルコールインターロック装置) ・車載用測定装置1台当りの購入価格(税別)の半額 ※上限1万円 ※1会員事業所当たり令和5年2月末日現在の保有車両(エンジン付車両)の20%(繰切り捨て)で、上限10台までとする。 ※全ト協との協賛助成、助成額及び助成台数は、協ト協に準ずる。 令和5年12月4日現在: 執行率52.1%		【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 新期にドライブレコーダー機器を導入し、支払いまで完了した会員。 【助成額】 1台あたり購入価格の半額を助成し、上限は次のとおりとする。 ・標準型:10,000円 ・標準型:15,000円 ・運行管理連携型:30,000円 ※千円未満切捨て ※税別、工事・付属品等を除く ※1会員事業所当たり令和5年2月末日現在の保有車両数(エンジン付き)の20% (繰切り捨て)で上限10台までとする。 令和5年12月4日現在: 執行率35.7%		【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。 【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円/台 ※消費税を除く ※国からの補助金が交付された機器は対象外	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・自動点呼機器 ※中小企業者が、国土交通省認定の機器を導入した場合に限り、助成対象とする 【助成額】 導入費用 上限10万円 ※消費税を除く ※1事業者1台 ※Gマークを有する事業者は2台分で20万円を上限とする
佐賀県トラック協会	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了 【対象機器】 飲酒運転防止に効果のあるアルコール検知器(付属品は除く) ・検知数値が適切に表示されること ・表示された検知数値を機器本体で記録し、かつ、保存(印字)できること (適格タイプの場合は、受償開始前において同様の行為が可能であること) ・常時有効な状態で保管できること 【助成額】 機器価格の1/2 ※上限:1台あたり5万円 ※百円未満は切り捨て ※1事業者に対する交付額は、10万円を限度とする ※交付額には消費税を含めない 【助成台数】 助成台数の上限は車両保有台数とし、事務所機器は1事業所につき1台までとする。	該当なし	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク認定事業所に限る 【助成額】 取得価格の1/2 ※上限2万円/台 ※国からの補助金が交付された機器は対象外 ※取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下は切り捨てる	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で「運行管理連携型」及び「標準型」と分類された機器 【助成額】 1台あたり2万円 ※交付額には消費税を含めない 【助成台数】 1事業者あたり20台 保有車両台数が20台未満の事業者については、車両台数を上限とする。	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。 【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円/台 ※消費税を除く ※国からの補助金が交付された機器は対象外	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・自動点呼機器 ※中小企業者が、国土交通省認定の機器を導入した場合に限り、助成対象とする 【助成額】 導入費用 上限10万円 ※消費税を除く ※1事業者1台 ※Gマークを有する事業者は2台分で20万円を上限とする
長崎県トラック協会	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 市販されている全てのアルコール検知器 ※協会が特定の機器を指定・推薦することはありません。 【助成額】 機器の取得価格の1/2 ※上限2万円/台 ※消費税を除く ※国からの補助金が交付された機器は対象外	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク認定事業所に限る 【助成額】 取得価格の1/2 ※上限2万円/台 ※国からの補助金が交付された機器は対象外 ※取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下は切り捨てる	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で「運行管理連携型」及び「標準型」と分類された機器 【助成額】 1台あたり2万円 ※交付額には消費税を含めない 【助成台数】 1事業者あたり20台 保有車両台数が20台未満の事業者については、車両台数を上限とする。	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。 【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円/台 ※消費税を除く ※国からの補助金が交付された機器は対象外	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・自動点呼機器 ※中小企業者が、国土交通省認定の機器を導入した場合に限り、助成対象とする 【助成額】 導入費用 上限10万円 ※消費税を除く ※1事業者1台 ※Gマークを有する事業者は2台分で20万円を上限とする	
熊本県トラック協会	【対象期間】 毎事業年度4月1日から翌年2月末日まで ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象装置】 簡易型/記録型検査装置/遠隔地検査管理装置 【助成額および台数】 会員事業者が新たに導入する装置に対して、照付協より購入費用(税別)の2分の1を交付する 【上限】 ・簡易型 1台あたり10,000円 5台まで ・記録型検査装置及び遠隔地検査管理装置 30,000円 1台まで ※本体の機器とし、センサー交換、定期保守費用、パソコン携帯電話等の周辺機器については助成の対象としない	【対象期間】 毎事業年度4月1日から翌年2月末日まで ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【対象機器】 ・呼吸吹込み式アルコールインターロック ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所) 【助成額】 車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格総額の1/2 (上限:全ト協20,000円、熊本協10,000円。) ※取付工費及び消費税は取得価格に含まない 一事業者につき3台まで 会員事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 原則として装置を新たに導入して装着を行う会員事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。 簡易型:10,000円 運行管理連携型:20,000円 スマートホン活用型:5,000円 ※1事業者につき5台を上限とする ※1ヶ所/台/端末による場合はアプリケーションに助成 ※費用が助成金額を下回る場合は、その下回った金額とする ※国からの補助金が交付された機器は対象外	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。 【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円/台 ※消費税を除く ※国からの補助金が交付された機器は対象外	【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了 【助成対象】 ・自動点呼機器 ※中小企業者が、国土交通省認定の機器を導入した場合に限り、助成対象とする 【助成額】 導入費用 上限10万円 ※消費税を除く ※1事業者1台 ※Gマークを有する事業者は2台分で20万円を上限とする	

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2023年度版 2024/1/31時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini)	安全装置(アルコールインターロック)導入 促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり(Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成	血圧計導入促進助成事業	自動点呼機器導入促進助成事業	
大分県トラック協会	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 アルコールチェッカー(呼気中のアルコール濃度を測定する機器)をあらたに導入する会員事業所とする。</p> <p>【助成額】 ・事業所設置型:1事業所あたり20,000円上限 ※消費税除く、100円未満切捨て ※安全性優良事業所(Gマーク取得事業所)については1事業所あたり30,000円を限度とする ・携帯型:1部あたり2,000円上限 ※消費税除く、100円未満切捨て ※当該年度の会員名簿における登録車両台数の30%(被牽引車を除く)小数点以下切り上げ)</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・呼気吹込み式アルコールインターロック</p> <p>【助成額】 1台につき1万円 ※安全性優良事業所(Gマーク取得事業所)については、1台につき2万円 ※前年度3月末現在会員名簿の車両台数(被牽引車を除く)の30%以内(小数点以下切り上げ)とする</p>	該当なし	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 別紙に示す映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器等</p> <p>【助成額】 ①簡易型:10,000円 ②標準型:10,000円 ③運行管理機型:10,000円 ④スマートフォン活型:3,000円 ※前年度3月末現在会員名簿の車両台数(被牽引車除く)の30%以内(小数点以下切り上げ)</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 新たに機器を導入した会員事業者で中小企業者を対象とする。 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とする。</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2 上限3万円 ※中古品を除く ※国から補助金が交付された機器は対象外</p>		
高知県トラック協会	<p>【対象期間】 令和5年4月1日から令和6年3月13日までに購入、交換したもの ※ 予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・県内の営業所に新たにアルコール検知器を導入した会員事業所。 ・センサー交換のための買い替え費用を含む ・ハンディタイプ、桌上設置型のアルコール検知器、及びセンサー交換費用</p> <p>【助成額】 桌上設置型:購入額の4分の1(税込) ※1台当たり20,000円を限度とする ハンディタイプ:購入額の2分の1(税込) ※1台当たり5,000円を限度とする センサー交換助成交付額:交換費用の2分の1(税込) ※1台当たり5,000円を限度とする。 ※千円未満は切り捨て ※消費税・オプション付属品・消耗品の購入・年間保守契約料金は申請額に含まない</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日から令和6年3月13日までに装着したもの ※業績報告書の提出期限を当該年度3月14日までとする ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ※国土交通省の技術指針に適合しているもの ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク認定事業所が導入する場合に限る</p> <p>【助成額】 会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台につき対象装置ごとに1万円を交付する。 申請台数を全算して1会員事業者あたり10台を限度とする。 ※申請日現在、県内にてGマーク(安全性優良事業所)を取得している事業者は、1会員あたり15台を限度とする。</p>		<p>【対象期間】 令和5年4月1日から令和6年3月11日までに装着したもの ※業績報告書の提出期限を当該年度3月14日までとする ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 県ト協会員で宮崎県内に所在する事業者</p> <p>【対象機器】 映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器(以下「機器」という。) 及びこれに添付する物で別紙に示すもの (全日本トラック協会の定める簡易型・標準型・運行管理機型、運転者用ドライブレコーダ対象機器)</p> <p>【助成額】 1台あたり10,000円 1会員事業者あたり10台限度 ※Gマークを取得している事業者は1会員あたり15台を限度とする</p>	全ト協助成のみ	全ト協助成のみ	
鹿児島県トラック協会	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 会員がすでに導入済みのアルコール検知器より感知の精度など品質の高い機器とし、新たに導入、買換えや追加購入したものを対象とする。 鹿児島県内の認可営業所に設置した機器を対象とする。</p> <p>【助成額】 機器の取得価格またはリース費用の1/2 ※1会員あたり15,000円上限 ※消費税を除く千円未満切り捨て ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者は1会員あたり3万円上限</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象</p> <p>【助成額】 車両1台につき装置の取得価格の1/2 上限20,000円 ※消費税を除く千円未満切捨て ※助成台数は対象装置合わせて10台まで ※ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員あたり30台まで ※国からの補助金が交付された装置は対象外</p>		<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した機器とする。(中古品・レンタル品を除く)</p> <p>【助成額】 ①運行管理機型:1台あたり取得価格の1/2 上限5,000円 ※消費税を除く千円未満切捨て ※国からの補助金が交付された機器は対象外 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者は上限1万円 ②標準型:1台あたり取得価格の1/2 上限3,000円 ③簡易型:1台あたり取得価格の1/2 上限3,000円 ※消費税を除く千円未満切捨て ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者は上限5千円 ※国からの補助金が交付された機器は対象外 1会員あたりの助成台数は、登録台数(被けん引車を除く)の30%(小数点以下切り上げ)とし30台以下については、10台を上限とする。 登録台数は、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</p>	<p>【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年2月末日 ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)で県内の事業所に購入・設置した中小企業者を対象とする。 年度途中に入会した会員については、入会日以降に新たに購入・設置したものを対象とする。</p> <p>【助成額】 取得価格の1/2 上限5万円 ※消費税を除く千円未満切捨て ※プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない ※国や他の団体等から補助金が交付された機器は対象外</p>		
沖縄県トラック協会	<p>【事前申請】 令和6年1月末日まで ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 携帯型/据置型/記録型アルコール検知器</p> <p>【助成額(会員事業者)】 ①事業用車両数(自走車)の2分の1、且つ10機器分まで ・携帯型・・・5,000円/機 ・据置・記録型・・・税抜導入価格の2分の1 上限は①の導入台数上限×5,000円(最大50,000円迄)</p> <p>【助成額(非会員事業者)】 ①事業用車両数(自走車)の10分の1、且つ2機器分まで ・携帯型・・・1,000円/機 (1,000円を下回る場合は、実費相当額とする。) 上限は、①の導入台数上限×1,000円 ・据置・記録型・・・税抜導入価格の10分の1 上限は①の導入台数上限×2,000円(最大4,000円迄)</p> <p>※受付終了</p>	全ト協助成のみ	<p>【事前申請】 令和6年1月末日まで ※予算に達した場合は、その時点で受付を終了</p> <p>【助成対象】 映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等とする。</p> <p>【上限台数(会員事業者)】 1運送事業者あたり20台機器導入分 【上限台数(非会員事業者)】 1運送事業者あたり4台機器導入分</p> <p>【助成額(会員事業者)】 1機器あたり取得価格の1/2(上限1万円) ※取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。 【助成額(非会員事業者)】 1機器あたり取得価格の1/2(上限2千円) 取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。 国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。</p> <p>※受付終了</p>	全ト協助成のみ	該当なし		